

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

3D使ったら隠れた危険が見えた！
設備組立で安全と作業性の両立可能に

川崎重工業 明石工場

ニュース

原子力施設に自主点検要請

厚労省 緊急時へ保護具準備を指導

トップ&キーマンインタビュー

「ゼロ災」との出会いで経営思想一転

アステム 社長 野口敬志さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2170

2012

9 / 15



労災認定の境界線

社労士が教える

トラック運転者が3人から暴行を受け3週間のケガ

<執筆>

一般社団法人SRアップ21広島会
社会保険労務士法人アムシス

代表社員 青木 秀行

第137回

■ 災害のあらまし ■

H社は、重機の運搬を主業務とする運送会社である。H社の従業員A（大型運転者、男性）は、用務を終え10tトラックを運転し自社倉庫へ帰着したところ、後を追ってきた3人の男たちに運転席から引きずり降ろされ顔面、頭部、胸部、両足、両腕などに暴行を受け約3週間のケガを負ったものであり、さらに、倉庫事務所で事務をとっていたN（男性）が暴行を止めに入ったところ顔を殴られ左目などに約2週間のケガを負った事案である。

事の発端は、Aが大型トラックを運転し県道を運行中、対向してきた乗用車のサイドミラーにトラックのボディが接触したにもかかわらず、そのまま逃げたと思い込み激昂して追ってきたものである。Aはそのことには気づかなかったと後で主張しているが、有無を言わず暴行を受けた。

ケガをしたAは、健康保険にて治療を受けたが、健康保険の保険者から業務上の疑いがあるので労災申請をするようにとの指導が入り、労災申請を行ったところ「不支給」となった。

■ 判断 ■

Aの負傷は、業務中に起こったことに間違いはない。よって、最初から健康保険にて受診していたAの場合、「負傷の原因について」照会がなされ、業務中の第三者行為災害として一旦労災申請し「不支給」になった場合に限り健康保険で給付を行うという指導がなされた。よって、労災申請を行わざるを得なくなり、所定の手続きを行ったところ予期した通り「不支給」の決定がされたため、それをもって業務外の負傷となった。

■ 解説 ■

労災認定の境界線は、認定実務上、「業務遂行性」と「業務起因性」の2つの要件を満たすか否かにある。「業務遂行性」とは、負傷または疾病の発症時に使用者の支配下（工作中）にある状態をいい、「業務起因性」とは、業務と負傷または疾病との間に相当因果関係にあること、または、負傷または疾病が業務に内在し通常随伴する危険が現実化したものと認められる関係をいう。

そして、「業務遂行性」と「業務起因性」の関係は、業務遂行性が認められた後、業務起因性、つまり業務と災害との因果関係を判断することになる。よって、災害の原因が、業務逸脱行為、業務離脱行為、恣意的な行為、私的行為などであれば業務との因果関係が否定されることになる。

それでは、今回のケースのA、Nの境界線をこの二面性からみてどう判断すべきか考えてみよう。

・Aの業務遂行性…Aはトラックを運転し倉庫に帰着したときに暴行を受けたものであるから使用者の支配下（工作中）にあったことは間違いなく業務遂行性は認められると考えられる。

・Aの業務起因性…Aは工作中であったが、業務と災害（暴行による負傷）に相当因果関係が認められるかどうかが問題となる。今回の暴行事件は、全く面識のない第三者によって行われたものでその原因も自動車の接触事故に端を発した私怨行為である。

接触事故までは業務に関係するであろうがそこを超えた暴力行為に至ってはAの業務に直接起因する行為とは認め難く、よって業務起因性は否定されると思われる。



一方、Nの場合はどうであろうか。Aの場合と異なり、同じ当事者といえども立場と状況が違う。Nは倉庫事務所の管理責任を担っており、倉庫敷地内にて不法行為があればほうっておくわけにはいかず、仲裁に入ったものであり、業務との因果関係を否定すべき事情はなく業務上の負傷として判断されると考えられる。

・Nの業務遂行性…Nは倉庫事務所で事務を行っていたときの出来事であり使用者の支配下にあったことは明白である。また、倉庫管理者として倉庫構内を適正管理する義務もあり構内で起こっている暴力行為を止めさせることは職務上合理的な行為で業務に付随する行為といえる。よって、業務遂行性は認められると思われる。

・Nの業務起因性…Nの行為は既述したように業務との相当因果関係が認められるため、第三者によって危害を受けたにせよ業務起因性が是認されると思われる。

以上、何をもって業務上と判断するかについては、疾病については労働基準法施行規則別表第一の二に具体的に列挙されているほかには、法令上一般的な定義はなく、認定基準、行政解釈、裁判例などによって解釈されることになる。